

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

第12準備書面

(差別とスティグマをめぐって)

2021年(令和3年)6月18日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同訴訟復代理人

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

第 1	はじめに ----- 本準備書面の目的	3
第 2	被告の主張と札幌判決の正当な判断	3
1	①「異性と婚姻は可能」論	3
2	②「契約や遺贈で同じ法的効果が得られる」論	4
3	③「婚姻の目的は生殖・養育」論	5
第 3	政治家たちの差別的言動と多くの当事者らの困難な経験	7
1	多数の政治家（議員）たちの言動	7
2	杉田水脈の寄稿『L G B T 支援の度が過ぎる』	9
3	杉田寄稿への岡野八代の批判	11
4	多数の当事者の困難な体験	12
5	小括	24
第 4	まとめ-----社会的差別とその解消に向けて	24
1	日本社会における当事者らの現況と社会的差別	24
2	差別は変えられることと被告の責務	27

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

第 1 はじめに ----- 本準備書面の目的

本準備書面では、原告らと同様に同性婚の制度を求める当事者らの陳述書等（甲 A 4 0 1 ～ 4 1 2）を主に取り上げながら、同性愛や同性間の継続的な親密な関係（同性カップル）に対する差別やスティグマ（社会的な烙印）について論じる。

すなわち、本法廷においても近く原告本人ら尋問も行われる見通しであるので、それに備える意味で、原告らだけにとどまらず同様な立場の少なくない当事者らが、これまでこの日本社会の中でどのような困難に直面し、生きのびてきたのか、構造的に考察するとともに、関連して、被告のこれまでのいくつかの主張が誤りであること（既に、本件と同種訴訟に対する札幌地裁令和 3 年 3 月 1 7 日判決（以下、「札幌地裁判決」という。甲 A 3 2 7）でも論破されている）も明らかにする。

第 2 被告の主張と札幌判決の正当な判断

被告はこれまでいくつかの主張をしてきたが、その多くは既に次のとおり、札幌地裁判決においても論破されている。

1 ①「異性と婚姻は可能」論

被告は、「本件規定は、制度を利用することができるか否かの基準を、具体的・個別的な婚姻当事者の性的指向の点に設けたものではなく、本件規定の文言上、同性愛者であることに基づく法的な差別的取扱いを定めているものではないから、この点に法令上の区別は存在しない。」

（第 4 準備書面 4 頁下から 1 0 行目）と述べた上で、「男性も女性も異性と法律婚をすることは認められ、どちらの性も同性と法律婚をするこ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」 関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

とは認められていないのであるから、(中略) 性別を理由に不利益が生じているわけではない。」(同 5 頁 5 行目) との学説も援用する。

しかし、札幌地裁判決は、「同性愛者が、性的指向と合致しない異性との間で婚姻することができるとしても、そのような婚姻が、当該同性愛者にとって、婚姻の本質を伴ったものにはならない場合が多いと考えられ、そのような婚姻は、憲法 24 条や本件規定が予定している婚姻であるとは解し難い」、「性的指向や婚姻の本質に照らせば、同性愛者が、その性的指向と合致しない異性との間で婚姻することができるとしても、それをもって、異性愛者と同等の法的利益を得ているとみることはできないのは明らかであり、性的指向による区別取扱いがないとする被告の主張は、採用することができない。」と判示しているとおりでである(甲 A 3 2 7・2 1～2 2 頁)。

なお、この判示のとおり、形式的には同性愛者等が異性との間で婚姻をすることが可能であるとしても、その婚姻が婚姻の本質を備えないものであることは明らかであるところ、現実には、同性愛者等が自身の性的指向を明かさない(明かせない)まま異性と婚姻する、いわゆる「偽装結婚」と呼ばれる「婚姻」は社会に存在しているのであって、それが当事者らにとってどれほどの苦しみを与えるものなのかは後記(第 3 の 4)でも紹介する。

2 ②「契約や遺贈で同じ法的効果が得られる」論

また、被告は、「同居・協力・扶助義務(民法 7 5 2 条)、財産共有推定(民法 7 6 2 条 2 項)及び財産分与(民法 7 6 8 条)については、契約により同様な法的効果を生じさせることが可能である。また、当事者の一方の死後、その財産を当事者の他方に帰属させることは、契約のほか、遺贈(民法 9 6 4 条)によっても可能であり、殊に包括受遺者と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

なった場合は相続人と同一の権利義務を有することになる（民法 990 条）」と述べる（第 2 準備書面 24 頁 14 行目）。

しかし、札幌判決は、「被告は、同性愛者のカップルであっても、契約や遺言により婚姻と同様の法的効果を楽しむことができるから、不利益はない旨主張する。

しかしながら、婚姻とは、婚姻当事者及びその家族の身分関係を形成し、戸籍によってその身分関係が公証され、その身分に応じた種々の権利義務を伴う法的地位が付与されるという、身分関係と結び付いた複合的な法的効果を同時又は異時に生じさせる法律行為であることは、上記（2）アで説示したとおりであり、婚姻によって生じる法的効果の本質は、身分関係の創設・公証と、その身分関係に応じた法的地位を付与する点にあるといえる。そうすると、婚姻は、契約や遺言など身分関係と関連しない個別の債権債務関係を発生させる法律行為によって代替できるものとはいえない。」と判示している（甲 A 3 2 7・29～30 頁）。

また、身分関係に応じた法的地位が保障されないことが、関係の継続に対する実質的な阻害要因として機能しているということは、後記（第 3 の 4）でも紹介する。

3 ③「婚姻の目的は生殖・養育」論

次に、被告は、「婚姻は、伝統的に生殖と結び付いて理解されていたために男女間に成立する関係と考えられてきており」（第 2 準備書面 7 頁下から 6 行目）、「民法が婚姻を男女間においてのみ認めているのは、民法の婚姻制度の目的が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して、法的保護を与えることにあるとされているため」（同 21 頁 10 行目）、「民法上の婚姻制

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

度は、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るといふ関係に対して法的保護を与えるものとされて」いる（第 4 準備書面 5 頁下から 1 1 行目）と繰り返し述べて、すなわち、生殖と子の養育が婚姻の趣旨ないし目的であると主張している（以下、これを「婚姻の目的は生殖・養育」論と呼ぶ）。

これに対しては、既に、原告ら第 9 準備書面 30～32 頁他で反論しているところであり、札幌地裁判決においても、「現行民法は、子のいる夫婦といない夫婦、生殖能力の有無、子をつくる意思の有無による夫婦の法的地位の区別をしていないこと、子を産み育てることは、個人の自己決定に委ねられるべき事柄であり、子を産まないという夫婦の選択も尊重すべき事柄といえること、明治民法においても、子を産み育てることが婚姻制度の主たる目的とされていたものではなく、夫婦の共同生活の法的保護が主たる目的とされていたものであり（中略）、昭和 22 年民法改正においてこの点の改正がされたことはいかかわらず（中略）に照らすと、子の有無、子をつくる意思・能力の有無にかかわらず、夫婦の共同生活自体の保護も、本件規定の重要な目的であると解するのが相当である。」（甲 A 3 2 7・25 頁、下線部引用者）と判示しているところである。

この被告が固執する「婚姻の目的は生殖・養育」論について、次項以下で詳しく考察する。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

第 3 政治家たちの差別的言動と多くの当事者らの困難な経験

1 多数の政治家（議員）たちの言動

そもそも、被告の「婚姻の目的は生殖・養育」論は、同性カップルが「男女間に成立する関係」とは異なり、「子供を産み」「育て」ることがないという認識（大前提）に立っていると思われるところ⁽¹⁾、そのように異性カップルと同性カップルの取り扱いの区別の正当化の根拠を「生殖」の有無に求めるのであれば、以下で見るとおり、同性愛者等や同性カップルに対して、「生殖」をめぐる多数の政治家（議員）たちによる差別的な言動が繰り返しなされていることが想起される。

まさしく近時（本年 5 月 20 日）、①自由民主党の会合において、^{やな かずお} 築 和生 衆院議員は、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ」と述べた（甲 A 3 9 4）。会合では「道徳的に L G B T は許されない」との発言も出たという（甲 3 9 5）。

これは、事もあろうに「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（いわゆる L G B T 理解増進法案）」を議論している場に出された発言であり、その意味でも深刻と言わざるを得ない。しかし、同種の発言は、これまでも他の議員たち（多くは政権与党所属）から繰り返しなされており、近時のものだけを順に振り返ってみると、

¹ 正確には、生殖と養育は同一ではなく、異性カップルにおいても生殖はしないが養育をする者もいれば、その逆も存在する。同種訴訟の東京地裁の原告には、出産も養育もしている者もいる。同性カップルが養育里親に認定された例もあり、当時の厚生労働大臣も、「同性カップルでも男女のカップルでも大事なことは、里親として育てていただく子どもさんのために愛着形成がしっかりとされ、そして健康で経済的にも安定している家庭の中で、子どもさんがしっかりと真っ直ぐ育っていることが大事でありますので、どのようなカップルであろうとそれが達成できれば我々としてはありがたいと思います。」と述べている（甲 A 3 9 3）。したがって、被告の大前提は誤りであるが、本準備書面ではこの点は立ち入らない。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

② 2020 年（令和 2 年）9 月 25 日，東京都足立区の白石正輝議員が区議会の一般質問で少子高齢社会への対応を問い，「あり得ないことだが，日本人が全部 L（レズビアン），G（ゲイ）になったら次の世代は一人も生まれない」「L だって G だって法律に守られているという話になったのでは，足立区は滅んでしまう」と発言した（甲 A 3 9 6）

③ 同年 9 月 15 日，埼玉県春日部市の井上英治議員が，市議会において，「埼玉県や春日部市は L G B T に関するいじめ相談が過去 5 年間でゼロ」，「春日部で差別は起きていないのに，そんな時に小学生にレズビアンだとかゲイだとか教える必要あるんですか。学校は分数とか漢字とかやるべきこといっぱいあるんじゃないですか。L G B T なんかやる必要は全くない。」，（パートナーシップ制度について）「公正証書を作って提出すれば問題は解決する。何もいまさら実害のない春日部で L G B T 条例や条例のための規則や要綱を作る必要は全くない」「日本の法律制度は同性カップルよりも男女間の婚姻を優遇するのは出産，子育てを考えれば当然のことという認識が国民に浸透している証拠」などと発言した（甲 A 3 9 7）。

④ 2019 年（令和元年）1 月，平沢勝栄衆院議員が，集会で（L G B T について）「この人たちばかりになったら国がつぶれてしまう。」と発言した（甲 A 3 9 8）。

⑤ 2018 年（平成 30 年）7 月，谷川とむ衆院議員が，インターネット番組の中で，同性婚のための法整備は不要との見解を示す中で，同性愛を念頭に「『趣味』みたいなもの」と発言した。そして，異性間だけに婚姻制度がある理由について「『伝統的な家族』のあり方は，男が女と結婚し，子を授かって，家族ができ，大昔から同じようなことをして，国を衰退させないように，国が滅びないようにしてきた」とも主張

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

した。続けて「男が男だけ、女が女だけ好きになるとなったら、多分この国は……」と言いかける場面もあった(甲A399)。

と、実に枚挙に尽きない。

これらは、一部はLGBTということで同性愛者とトランスジェンダーをひとくくりにしている点はさておき⁽²⁾、いずれも、「子どもが生まれない」「『種の保存』にあらがってやっている」「道徳的に許されない」「国がつぶれる」「(区が)滅びる」「同性カップルよりも男女間の婚姻を優遇するのは出産、子育てを考えれば当然」という、「生殖」の場面に着目しての同性愛者等や同性カップルに対する(社会的な)非難を加えるものとして位置付けることができるだろう。(この点を敷衍すれば、日本においては、1900年前後以降、生殖につながる男女間の性行為を唯一正しい性のあり方とする異性愛規範が成立したことによって、同性愛が「性欲本能の倒錯」、すなわち生殖を伴わないが故に変態性欲とされてしまったという歴史的な経緯がある(原告ら第11準備書面3~7頁参照)。)

しかも重要なのは、これらの多くが私人の単なる感想(無責任な放談)等として表出したのではなく、性的マイノリティに対する施策や同性婚・パートナーシップ制度が不要である(のみならず、有害である)という政治家としての公的な見解の中で確信的に表明されている点である。

2 杉田^{みお}水脈の寄稿『LGBT支援の度が過ぎる』

こうした政治家たちの言説の中でも、⑥2018年(平成30年)8月に月刊誌に掲載された杉田^{みお}水脈衆議院議員の「(LGBTのカップルは)子供を作らない、つまり『生産性』がない」と述べる以下の寄稿

² トランスジェンダーも、性別適合手術前であれば生殖は可能である。近時、トランスジェンダー女性と女性のカップルの実子の認知請求事件(東京地裁)が報じられた。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

が、最も注目を浴びた（甲 A 4 0 0 ・ 『「L G B T」支援の度が過ぎる』）。

L G B T の当事者の方たちから聞いた話によれば、生きづらさという観点でいえば、社会的な差別云々よりも、自分たちの親が理解してくれないことのほうがつらいと言います。親は自分たちの子供が、自分たちと同じように結婚して、やがて子供をもうけてくれると信じています。だから、子供が同性愛者だと分かると、すごいショックを受ける。

これは制度を変えることで、どうにかなるものではありません。L G B T の両親が、彼ら彼女らの性的指向を受け入れてくれるかどうかこそが、生きづらさに関わっています。そこさえクリアできれば、L G B T の方々にとって、日本はかなり生きやすい社会ではないでしょうか。

リベラルなメディアは「生きづらさ」を社会制度のせいにして、その解消をうたいますが、そもそも世の中は生きづらく、理不尽なものです。それを自分の力で乗り越える力をつけさせることが教育の目的のはず。「生きづらさ」を行政が解決してあげることが悪いとは言いません。しかし、行政が動くということは税金を使うということです。

例えば、子育て支援や子供ができないカップルへの不妊治療に税金を使うというのであれば、少子化対策のためにお金を使うという大義名分があります。しかし、L G B T のカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり「生産性」がないのです。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか。にもかかわらず、行政が L G B T に関する条例や

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

要項を発表するたびにもてはやすマスコミがいるから、政治家が人気とり政策になると勘違いしてしまうのです」(下線部引用者)

3 杉田寄稿への岡野八代の批判

これに対して、政治学者の岡野八代(同志社大学教授)は、自身がレズビアンであることを公的に表明する(カムアウト)とともに、この杉田寄稿に対して以下の批判を加えた。

わたしは、自分が女性に惹かれること、その事実は絶対に知られてはいけない、知られたら、学校でいじめられ、友達をなくし、親からも病気扱いされるだろうというおびえの中で、思春期・青年期の多くの時間を過ごしてきました。人とかかわるときは、この人はそうした自分を否定しないかどうかをまず考え、また学生時代など集団にいるときは、決して男女関係の話をしないか、男性に興味があるように、ふるまってきました。

杉田議員は、LGBT差別などない、LGBTは社会的弱者ではないといますが、子どもの頃から、異性愛を信じて疑わない両親に育てられ、小学校の頃は、ちょっと女らしくないと「おとこおんな」とか、わたしはなまえが岡野八代ですから、「おかま・やよ」と呼ばれた経験がある子どもは、女性に惹かれるということが、身近な人からどのような扱いにあうのか、それこそ死んでも言えないと強く自分にいいきかせてきました。わたしは、そうした気持ちを植え付けられて育ちました。自分の友達を失うだけではなく、自分が好意を寄せた人からも、「気持ち悪い」「おかしい」「異常だ」「病気だ」といった言葉を投げかけられることを、子どもがみた小さな社会から学びま

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

した。わたしが学生時代はまだ、同性愛者は、性倒錯者と考えられていました。自分は将来一人で生きていなければならない、両親はいうまでもなく、誰にも頼れないかもしれないと、自分に何度も言い聞かせて生きてきました。

自分で言い聞かせるのですから、自分がどこかおかしいのでは悩むこともありました。今回の件で、わたしは、大人になるまで生きているのはやめよう、結婚しろと迫る親に、最悪の形で反抗しようと考えていたことも思い出しました。(甲 A 4 0 1)

4 多数の当事者の困難な体験

杉田の「『生産性』がない」をはじめとする政治家たちの発言は、「生殖」という場面に着目することで、同性婚やパートナーシップ制度を認めず、同性愛者らに強い社会的なスティグマ(烙印)を付与している。

そうした中で、当事者らは「同性愛者は、性倒錯者」と思われ、「自分は将来一人で生きていなければならない、両親はいうまでもなく、誰にも頼れないかもしれない」と自分に言い聞かせ、「自分がどこかおかしいのでは悩」み、「大人になるまで生きているのはやめよう」とすら考えるという困難を強いられるが、それは、岡野だけでなく多くの当事者らが経験をしてきているものである。これを、以下、その陳述書に沿って詳しく見ていく。

大塚隆史(1948年生まれ)

この頃(引用者注:中学生の頃)には、社会全体が『同性愛』について非常に否定的な態度を取っていることを痛いほど知るよ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

うになります。辞書を引いても『同性愛』は「異常性欲・変態性欲」だと書いてあるし、週刊誌などには「隠花植物群」とか「性犯罪者」といった扱いしかありません。どこを探しても肯定的な情報は無いのです。ちょっと女性的な仕草でも見せようものなら、すぐに「お前、オカマか?」「ホモなのか?」という言葉が返ってきます。小学校の時のように、口外しなければよいというようなノンビリした問題ではなく、もし人に自分が同性愛者であることを知られたら社会で生きていけなくなるのではないかと、恐怖を感じるような問題になっていたのです。かと言ってこのことを誰かに相談することもできず、自分と同じような人間には会ったこともなく、この世には自分の他にはいないのかもしれないと孤独感を深めていました。(甲 A 4 0 2)

沢部一実 (1952 年生まれ)

わたしが自分の性的指向に気づいたのは高校 1 年生のときである。同性のクラスメート A に激しい恋心を抱いた自分に、誰よりも自分自身が衝撃を受けた。図書館の片隅で、心理学の本の「同性愛」の項目に見つけた、「一過性」や「異常性愛」, 「真性」と「仮性」といった言葉に動揺し、まるで自分がとんでもない犯罪者の烙印を押されたような気持ちになったことを覚えている。

(甲 A 4 0 3)

伊藤悟 (1953 年生まれ)

中学 3 年生のとき、初めて同性を恋愛対象として意識するようになりました。そして、自分が他の同級生と違うことに気づき、なぜ自分が同性に惹かれるのか考えるようになりました。あると

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

き, 「同性愛」という言葉を知り, 辞書で「同性愛」を引いてみると, 「異常性欲」「変態性欲」「性倒錯」という単語が並んでいました。私は, これらの単語を見て衝撃を受け, 将来どのように生きていけばよいだらうと絶望的な気持ちになりました。そして, 同性に惹かれることを決して人に知られてはならないと思いました。(甲 A 4 0 4)

金由梨 (1 9 7 8 年生まれ)

私は, 在日韓国人の家庭に生まれたこともあり, とにかく「普通に」「目立たないように, 陰口をたたかれないように」生きるべきだという無言のプレッシャーがあり, さらに自分が同性愛者であると認めるまでには様々な葛藤がありました。その葛藤は, 中学生のころに初めて彼女ができるころから持っていたものです。同性愛者である自分は社会に受け入れてはもらえない。けれども「普通」に生きたいという強い思いがある。この二つの思いに大きく揺さぶられ続けました。(甲 4 0 5)

村木真紀 (1 9 7 4 年生まれ)

自分は同性が好きなのだとはっきり自覚したのは 1 8 歳, 高校 3 年生でした。自分の気持ちには「そうだったのか」という納得がありました。同時に, 生まれ育った茨城県では生きられないと思いました。同性愛者としてカミングアウトして生きている人は, 私の周囲には一人も見当たらなかったのです。しかし, 同性愛が良くないことなどは, 本や周囲の人のテレビなどへの反応で知っていて, 「友人にも先生にも, 誰にも知られてはいけない」と思いました。(甲 4 0 6)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

井上ひとみ (1979年生まれ)

その頃テレビで同性愛者は「気持ち悪い」「近づいたりしたら襲われる」といったキャラクターで描かれていました。

常に女子二人で行動していた同級生の女の子たちは「あいつらレズやで」といってひどいいじめにあっていました。

当時はインターネットもまだ普及しておらず、自分が同性愛者であると自覚しても、自分と同じように同性を好きになる人が身近にいるとは微塵も思えませんでした。

カミングアウトすれば絶対にいじめにあう、と思い誰にも相談できないままでした。(甲407)

以上のとおり、彼ら彼女らの経験の内容は、性別や世代の差があるにもかかわらず、皆非常に似通っている。

すなわち、誰かを好きになり惹かれるという性的指向が社会の多数者(異性愛者)と異なるというだけで、「異常性欲・性愛」「変態性欲」「性倒錯者」はては「犯罪者」とされ、「同性に惹かれることを決して人に知られてはならないと思い」「もし人に自分が同性愛者であることを知られたら社会で生きていけなくなるのではないかと、恐怖を感じる」日常を生きてきたのである。

「決して知られてはいけないと思」うのは決して当事者らの主観的な思い込みではなく、現実には、「異常性欲」としての同性愛に対する侮蔑や嘲笑が日常的に彼ら彼女らを取り巻いている。

真野豊

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

差別をなくしたいという思いを抱いて入学した教育大学で学んでいたある日、私は忘れられない差別体験をした。それは、学部の 3 年生のときであった。性教育の特別講義として産婦人科の先生が授業を行なった。その授業の中で、「異常性欲」の例として同性愛が例示された。その瞬間、受講していた学生たちが大笑いし、講義室が笑いに包まれた。受講生の一人だった私は、他の教育大生が同性愛の文字を見て笑う光景を目の前にして何も言えず、その時間をただ悔しい思いで耐えるしかできなかった。ここで笑っている学生たちが教師になれば、また差別が再生産されるのではないかと想像すると、悔しくてたまらなかった。ほんとになんとかしないといけないと決意した、私にとって忘れられない場面のひとつである。(甲 4 0 8)

また、自身の性的指向を「知られてはいけない」から「誰にも相談できないまま」であったというのも共通しており、当事者らは、少なくとも同様な立場の他者とめぐりあうまでは、自身の性的指向を明らかにできないまま、孤立して、社会的に不可視化の中を生きていく(そうした状況を「クローゼット」と言う)。

こうした苛酷な状況が続く中で、心を病まない方がむしろおかしいとさえ言えるのではないか。

岡野は、「私は運良く生き延びた」と語る(前掲)。確かに、同性愛者を含む性的マイノリティは、希死念慮率の高さが指摘されており、自己肯定感が低下し、精神の健康を害して、幼くして希死念慮に悩まされることも多く、実際に自殺・自殺未遂に及んだ者も少なくない。

例えば、ゲイ・バイセクシュアル男性を対象にしたインターネット調査では、回答者全体の 65% に自殺念慮経験、15% に自殺未遂経験が

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

あるとのことであり、異性愛男性と比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは5.98倍高いとの報告がなされている(甲A409, 日高庸晴「セクシュアル・マイノリティを取り巻く状況」『法律のひろば』第69巻第7号(2016年))。

現在、「共生ネット」で自殺予防の電話相談にも取り組む原ミナ汰も自身の体験を次のとおり述べている

原ミナ汰

そのころ(引用者注:高校入学後)の私は、自分が生きているのか、死んでいるのかもわからないような状態にありました。人生で一番の危機だったと思います。毎晩、夜になると自分の魂が天井にふわりと上がって、勝手に下を見下ろしているような状態が続き、怖くて眠れなくなる、今思えば、解離や離人感を経験しました。10代の子には、衝動的に自殺をしてしまう子がいますが、自分もそういう子たちと同じような精神状態になっていたのではないかと思います。(甲410)

多数者と違うという自己否定の意識は、自分はあるてはならない存在だとの負の思いの内在化に繋がり、当事者の多くは、最も身近な家族にすら知られてはならないと思い悩むこととなる。

沢部一実

今から40年前、同性愛が『異常性愛であり、病気の種類』という偏見がまかり通っていた頃に、いまだに男尊女卑の封建的因習の残る地方の、年老いた両親に理解してもらうのは、リスクが大き過ぎるとためらわれた。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

わたしの旧友は相手の親の猛反対に遭って逃避行を試みたが、
警察に捜索願を出され、結局引き離されてしまった。(前掲)

すなわち、民族・部落・障がい者など他のマイノリティにおいては、一般的に、親や家族が本人の支えとなる(あるいはお互いに支え合う)ことが多いが、同性愛者という性的マイノリティにおいては、そもそも親や家族が異性愛者であることがほとんどであるから、親や家族からも孤立を余儀なくされるのである。

人によっては、こうした苛酷な状況と周囲(特に親や家族)の圧力に耐えきれず、自身の性的指向を明かさない(明かせない)まま異性と婚姻する、いわゆる「偽装結婚」と呼ばれる「婚姻」を選択する者もいる。

大塚隆史や藤田博美(原告5・6番と同じ香川県在住)は、その実態を次のように語っている。

大塚隆史

同性愛を「異常」「変態」とする社会の中で、2丁目に来るゲイは、昼は異性愛者のふりをして、夜は2丁目で男と遊ぶという選択をしていた人が多く、「結婚しろ」という周囲の圧力や世間体のために、ゲイであることは隠して、性愛の対象ではない女性と結婚する人もたくさんいたのです。

そんな場所で、同性同士で「いつまでも幸せに暮らす」関係を作っ
ていこうなんて、全く不可能な気がしました。(前掲)

藤田博美

ゲイやトランス当事者もサークルに参加するようになり、女性っぽいイメージに感じられた「ハート・ショット」という団体名

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

を、1997年2月、「PROUD in 香川」に変えました。レズビアンの情報誌は会員になって定期購読しないと読めなかったことから、私たちはゲイ雑誌の文通欄などでメンバー募集をしていたところ、友情結婚や偽装結婚に協力してくれる女性を探すため、ゲイの当事者などが私たちのサークルにやってきたのでした。

当時、偽装結婚の需要は確実にありました。特に、教師や公務員など、ステータスのある、人から信頼されるような社会的地位があるような職業に就いている「男性」は、「異性と家庭を持って一人前」というような社会的圧力に抗わないように、その社会に合わせないと生きていけなかったのだと思います。ゲイであることを隠して結婚した、そういった社会的地位のあるゲイの男性たちは、自分のことを配偶者の親や親戚に偽って生活していました。親戚づきあいなどもあるでしょうし、しんどかったらろうと思います。

もし当時、同性婚が日本で認められていたら、同性婚が当たり前の選択肢として存在していたら、彼らも自分を偽らなくてすみ、違った人生を歩んでいたのかもしれない。(甲A411)

そんな困難な状況の中でも、ようやくめぐりあい、獲得し得た同性のパートナーとの生活は、異性の夫婦と変わることなく、お互いにとって生きる支えとなっていることがわかる。

村木真紀

現在のパートナーとは2003年ごろに友人として出会い、その後、2007年から一緒に住むようになりました。当時、私は1回目のうつ状態で、失業中でした。希死念慮もある緊

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

迫した状況で、スーパーなど人の多い場所が辛く、電車にも乗れず、数駅先のハローワークに行くこともできませんでした。近所の散歩以外はほぼ家にいる生活でした。

パートナーも同じく仕事を辞めて失業中でしたが、アルバイトを始めてくれ、家からほとんど出ることができない私を経済的にも支えてくれました。私が過去の出来事のフラッシュバックで、突然泣き出したり怒りだしたりしても、ただ静かに寄り添ってくれました。当時、パートナー自身も決して調子が良くなく不安定な状態でした。そんな状態でうつ状態の人の話を聴き続けるのは、なかなかできることではないと思います。パートナーに感謝していることは沢山ありますが、この時期を支えてくれたことについては、本当に命の恩人だと思っています。(前掲)

しかし、たとえ、このようにようやく大切なパートナーとめぐりあえたとしても、その関係性について、法的な保障は一切認められていない。

宇佐美翔子

(がんの治療をするため) 私は、病院には、いつもそばにいるパートナーが誰なのか、どういう関係の人なのか、そのまま伝えて、治療方針や同意、もしものときの判断をパートナーにしてもらいたいと考えていました。

マリッジライセンス、そして、委任状といった書類を持って、病院に行きました。そして、書類を見せ、何かがあったときにはパートナーに連絡をして欲しいと伝えました。しかし、病院では、「連絡ができるかは保障できない」と言われました。そして、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

「どんなに遠くてもいいので血縁はいないのか」と何度も尋ねられました。

結婚している男女の夫婦であれば、こんなことにはならないと思います。しかし、何かあればパートナーに連絡して欲しいというただそれだけのことが、同性どうしの私たちには保障されませんでした。(甲 A 4 1 2)

2 人の関係性が保障されないばかりか、時には、その関係性に対して、周囲から非難されたり、烙印(スティグマ)が押されることも少なくない。そして、そうした困難さが、次に見るとおり、2 人の関係性そのものにも悪影響を及ぼす(関係の継続を困難にさせる)ことすらあるのである。

藤田博美

私が母にカミングアウトしたのは、23 歳のときでした。

母から、見合いをしないかと言われたため、つきあっている女性がいると伝えたのでした。

母に言っても受け入れてもらえないだろうな、分かってももらえないだろうなと思い、カミングアウトすることには葛藤がありました。伝えたところ、案の定「嘘でしょう」「お前が騙されるのでしょ」などと言われました。

やはり分かってももらえないのだと感じ、大変辛い思いをしました。

母は、その後も、私が 30 歳頃になるまでの間、ずっと「(私が女性を好きなのは)いつときの気の迷い」「そのうちやめて結婚するだろう」と思っていたようです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

彼女とは、1年ほど交際していましたが、やはり、お互い家族には紹介できずじまいでした。彼女は、周囲にカミングアウトもしておらず、私と別れたあと、男性と交際し、結婚してしまいました。

もし、あの頃、日本で同性婚が認められていたとしたら私たちの関係はどうなっていたらろう、そう思わずにはられません。

(前掲)

沢部一実

男女であれば、「結婚」することで性的関係も含めた二人の暮らしに対する家族や友人たちの社会的承認はほぼスムーズに得られるが、成人の同性同士の共同生活は、奇異な目で見られがちだ。そのため二人の関係を「姉妹」だの「従姉妹」だのと嘘をつくことになる。身近な家族や友人、同僚に嘘をつき続けるエネルギーは膨大で、他者への信頼感を根絶やしにする。(前掲)

伊藤悟

1993(平成5)年、自宅の一室を築瀬の部屋に改装し、私達カップルと私の母の二世帯で暮らし始めました。同じ年に、私達は、「男ふたり暮らし」という本でゲイであることをカミングアウトし、母と二世帯で同居することを公表しました。本の出版後、女性週刊誌から私達カップルと母の同居生活について取材の申込がありました。担当ライターが、「絶対に興味本位な見出しをつけたり、からかうような扱いはしません。」と断言したので、私達はその言葉を信じて取材を受けました。取材では私達の話を下に丁寧に聞き、同性愛者が置かれている状況にも共感している様子

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

でした。しかし、発売日に雑誌を見ると、私達の記事が「爆笑・姑感激 ゲイの花嫁」という見出しに変えられていました。私はショックを受けて担当ライターに抗議しましたが、デスクが決めたのでどうしようもないと取り付く島もありませんでした。

また、同じ頃、日本テレビの「進め！電波少年」という番組が、突然自宅に押しかけてきたことがありました。この番組は、アポなしで押しかけて無茶な依頼をするという番組でした。私が自宅にいたとき、突然、玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けると、目の前に赤ちゃんの扮装をしたタレントの松村邦洋が立っていました。そして、ゲイカップルには子供ができないので子供になりたいと言って、いきなり家に入ってきました。私は、激怒して追いつ返し、日本テレビに抗議しましたが、なしのつぶてでした。

さらに、近所には築瀬の同居について話していませんでしたが、周囲の隣人は知っていたようで、築瀬が外に出ると窓をいきなり閉めるなどの嫌がらせを受けるようになりました。ある女性の隣人は、築瀬が母の買い物に付き添っているときに駆け寄ってきて、築瀬を無視して、母に「大丈夫。いつか息子さんにいいお嫁さんが来るから」と言いました。このような嫌がらせが続くうちに、築瀬は近所の住民の視線が怖くなり、外出できなくなってしまいました。

このような様々なストレスに築瀬が精神的に耐えられなくなったため、約1年で同居生活を解消することになりました。(前掲)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

5 小括

以上をまとめると、性的指向が社会の多数者と異なるというだけで、「異常性欲・性愛」などとされ、自身の性的指向を決して人に知られてはならない、知られたら社会で生きていけなくなるのではないかと恐怖を感じたまま、孤立して、不可視化の中を生きていく。そうした苛酷な状況が続く中で、心を病む者も少なくなく、希死念慮に悩まされることも多く、実際に自殺・自殺未遂に及んだ者も少なくない。

そうした中、ようやく大切なパートナーとめぐりあえたとしても、その関係性について、法的な保障は一切認められておらず、そればかりか、周囲から非難されたり、烙印（スティグマ）が押されて、関係の継続を困難にさせることすらある。

このように深刻な状況が、この日本社会で今もなお続いているのである。

第 4 まとめ-----社会的差別とその解消に向けて

1 日本社会における当事者らの現況と社会的差別

この日本社会は、当事者らにとって、自分達が「異常性欲」「変態性欲」「性倒錯」であると思わされ、タレントに「ゲイカップルには子供ができないので子供になりたい」と言っていきなり家に入って来られたり、教育大学の授業で教師を目指す学生たちから「異常性欲」として嘲笑されても、受忍を強いられるという社会である。

言うまでもなく、こうした当事者らが直面している困難や苦痛は、彼らを取り巻く社会の差別意識の反映・結果であり、その最たる例がまさ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

に前述した政治家たちの発言や論述である。すなわち、＜当事者らの困難＞と＜社会の差別＞は、ちょうど対をなしている。

ここにいう「差別」とは、『現代社会学事典』の定義（甲 A 4 1 3）によれば、社会におけるマジョリティ／マイノリティ関係を背景にして生ずる「遠ざけ」（忌避，排除）および、もしくは「見下し」（侮蔑，賤視）の意識，態度，表現，行為，そして，その帰結としての社会的格差のある生活実態をいう。差別される側は，なんらかのある属性に対して，それがスティグマをなすものとして意味づけられ，有徴化されることによって，ひとつのカテゴリーとして構成される。

スティグマとは烙印のことであり，ここでは偏見や差別の対象となる属性，及びそれに伴う負のイメージのことをいう。すなわち，このように有徴化されたカテゴリーに帰属させられた者は，そのことのみを理由として差別の対象となってしまうのである。したがって，差別は「社会的」なものであって，個人的な好き嫌いとは区別されるものである。その人の個性や人柄等は一切関係しない。

前掲の岡野も，政治学者として，米国の憲法学者デボラ・ヘルマンの「悪質な差別はどんなときに法的に禁止されるべきか」をめぐる議論を紹介している。

「ヘルマンによれば，差別とはまず，すべてのひとが同等な価値，すなわち尊厳をもつという大原則に反する行為である。（中略）そして，差別行為とはこの価値を貶めること，ヘルマン自身の言葉をそのまま使えば，『他者を不完全な人間として，または同等の道徳的価値をもたない者として扱うことである。ある人の行為が，他者がわずかな配慮や尊敬にしか値しないことを表現する』ことである。」（甲 A 4 1 4：『世界』2018年10月号）

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

まさしく、前述した政治家たちの発言や論説は、これらの定義にあてはまる差別に他ならない。すなわち、異性愛／同性愛というマジョリティ／マイノリティ関係を背景とし、「生殖」の場面に着目することで、同性愛者等や同性パートナーを、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じ」「道徳的に認められない」

「『生産性』がない」などと「不完全な人間として、または同等の道徳的価値を持たない者として」扱うことで、負のイメージ、すなわちスティグマを付与しているのである。

しかも、既に指摘したとおり、その多くが単なる私人の感想ではなく、「生殖がない」ゆえに性的マイノリティに対する施策や同性婚・パートナーシップ制度が不要である（更には、有害である）という公的な言論としてなされている。

このように差別とスティグマが生まれる構造を考察してみると、被告が固執する「婚姻の目的は生殖・養育」論（ゆえに、同性カップルを婚姻制度から排除するのは当然であるとする）の論理の本質は、実は、杉田ら政治家たちとさほど遠くないところにあるのではないか。

もとより、被告（国）も、さすがに杉田のように「彼ら彼女らは『生産性』がない」といった表現は用いていないので、全く同一とまで評価するつもりはないが、ただ、「生殖」の有無を根拠に、同性のカップルに対する公的な施策（すなわち、家族としての承認と法的保障）を否定しようとする姿勢においては、通底するものがある。そして、その姿勢が、これまで延々と見てきたように、現にある同性愛者等や同性カップルに対する差別とスティグマを維持・強化させる結果につながるの明らかである。

つまるところ、同性カップルに婚姻を認めない現行法は、同性愛者等には、婚姻という形での人的結びつき、家族の繋がりを認める必要がな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第8回期日(20210625)提出の書面です。

いのだというメッセージを社会に発信し、ひいては、異性同士の関係こそが正常であり、同性愛者は異常、その関係は異性間の関係に劣後する、同性愛者等は法的・社会的に認められないという差別意識を再生産することになるのである。

2 差別は変えられることと被告の責務

しかしながら、差別は、前述したとおり、「個人的な好き嫌い」とは別物で、マジョリティ/マイノリティ関係を背景にした社会の構造的な産物であるから、決して不可変のものではない。

まさしく杉田議員自身が述べていたように、「親は自分たちの子供が、自分たちと同じように結婚して、やがて子供をもうけてくれると信じています。だから、子供が同性愛者だと分かると、すごいショックを受ける。」という現実は、(残念ながら)確かにある。

しかし、にもかかわらず、「これは制度を変えることで、どうにかなるものではありません。」というのは間違っている。

岡野は次のように述べている。

私はフランスやイギリスで同性婚をした人たちの話を聞く機会があったけど、広い意味で婚姻という制度が認められているからこそ、彼女たちは差別に対して、「差別する側がおかしい」「自分たちにも権利がある」と堂々と反論できると言っていた。

これで生きづらさはずいぶんと軽減されるでしょう。

日本ではどうか。異性同士の婚姻には手厚い法的保護がなされているのに、同性カップルにはまったく法的な保護がない。

制度に組み込まれていないことに生きづらさに要因があるなら、軽減することは政治の務めではないのか。(甲A415)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 8 回期日(20210625)提出の書面です。

岡野も述べるとおり、同性婚という制度は、差別とスティグマの中で苦しむ当事者にとって、生きづらさを減らす契機の重要なひとつになる。そして、政治は——すなわち被告（国）は、その務めを負っている。同性婚を認めない社会制度自体を変え、同性愛者を含む性的マイノリティも望むパートナーと結婚することができる制度を構築することは、社会や当事者の中にも内在化した偏見・差別を解消するためにも必要である。このことは何より、当事者らの切実な声が証するものであり、追っ
て行われる原告ら本人尋問でも明らかにする予定である。

以上